平成２４年（フ）第１０５２８号
東京都三鷹市上連雀２丁目７―11―103
債務者　鈴木あや子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６３１号
東京都江東区東砂２丁目16―７―502　永谷方
債務者　平山　スヱ
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４号
沖縄県うるま市字田場1398番地１　サンチェリーハイツ103
債務者　荷川取幸市
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４９７号
静岡市清水区宮加三582番地
債務者　鎌形　文彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５３４号
青森県上北郡東北町字寒水98番地
破産者　酒田　利彦
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
埼玉県熊谷市円光２丁目２番32―301号　大塚マンションＣ棟
破産者　石田　義晴
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９７号
埼玉県深谷市常盤町90番地７
破産者　後藤　憲一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５９１号
札幌市白石区川北２条１丁目２番12号
破産者　黄金崎厚子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
札幌市白石区川下１条６丁目１番10号　パレス16Ｂ205号
破産者　阿部　光秋
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１３号
札幌市中央区南７条西７丁目1033番地47　レオパレス21リベーエル202号
破産者　高谷　晴代
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０６号
札幌市東区北21条東12丁目１番５―105号
破産者　池田　　進
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
北海道伊達市末永町147番地16　コーポ大友１Ａ、開始決定時の住所北海道釧路郡釧路町中央３丁目７番地
破産者　進藤　　昇
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
青森県下北郡東通村大字白糠字老部41番地、住民票上の住所青森県下北郡東通村大字白糠字老部33番地
破産者　坂本　光江
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
埼玉県川越市砂新田１丁目11番地17ＴＳ川越Ｅ―11号室
破産者　鈴木　一成
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１８号
埼玉県川越市砂新田１丁目11番地17ＴＳ川越Ｅ―11号室
破産者　鈴木　規子
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５１号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４川越寮、前住所埼玉県さいたま市中央区本町東７丁目９番２号エス・エス・エス与野寮
破産者　伊藤　祐二
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７８号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷11番地４　ハイツ遠藤302号、前住所埼玉県川越市大字小堤624番地８
破産者　石川真由美
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０５号
埼玉県所沢市大字松郷66番地の20　ピークエリシオン303
破産者　青木ゆかり（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部